

体験の機会の場の認定に係る申請について

平成27年1月23日
生活環境総務課

下記の申請については、要件に合致するため認定することとし、認定の有効期間は認定の日から起算して5年間としたい。

1 申請の概要

申請者	樽井 俊二
申請日	平成26年12月8日
体験の機会の場の名称	里山林・自然塾
所在地、面積	福島県田村市船引町石沢字桑柄木71-2 ほか 33,065.25㎡
認定場所	里山林及び家屋
事業(活動)の内容	生物との触れ合いや木材加工を通じた里山林での自然体験学習
事業(活動)の対象者	小学生以上 プログラムに応じて1回10人まで又は30人まで

2 認定にあたっての確認事項

法律等	確認事項	対応
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第1項、同施行規則第8条第1項、第2項	各号に掲げる要件のいずれにも適合する必要がある。	別紙「認定基準等適合チェック」のとおり確認済。
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第5項	都道府県知事は、認定をしようとするときは、あらかじめ都道府県教育委員会に協議しなければならない。	福島県教育委員会に協議し、平成26年12月25日付けで異議なしとの回答を得ている。
福島県体験の機会の場の認定に係る事務処理要綱第2条第2項関係	知事は、認定をしようとするときは、あらかじめ福島県環境審議会からの意見を聴取するものとする。	平成27年1月23日開催の環境審議会において審議。

3 スケジュール

- 平成26年12月10日 認定申請受理
- 平成26年12月26日 環境審議会へ諮問
- 平成27年1月23日 環境審議会(全体会)
- 平成27年2月初旬 環境審議会から答申
- 平成27年2月中旬 認定の適否の決定、申請者への通知

条文	認定基準	適否	確認した内容
法第20条 第1項 第1号	基本方針に照らして適切なものであること。	○	・自然豊かな里山林を含む個人の土地及び建物を自然体験活動の場として提供することは、環境教育の推進に資するため、基本方針に照らして適切。
法第20条 第1項 第2号	行動計画を作成している都道府県にあっては、当該行動計画に照らして適切なものであること。	○	・自然豊かな里山林を含む個人の土地及び建物を自然体験活動の場として提供することは、環境教育の推進に資するため、行動計画に照らして適切。
法第20条 第1項 第3号	当該体験の機会のある場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容が主務省令で定める基準に適合するものであること。	○	・下記のとおり、主務省令(規則第8条第1項第1号～第8号)に定める基準に適合する。
規則第8条 第1項 第1号	環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。	○	・里山林での自然体験活動の中で、地球環境保全や生物の多様性の保全などの環境保全について学習する。
規則第8条 第1項 第2号	適切な計画が定められていること。	○	・「里山林で学ぶ」「ビオトープの実際」といったプログラムを4～10月にかけて実施する計画が提出されている。
規則第8条 第1項 第3号	認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。	○	・安全確保のためのマニュアルを策定予定。 ・危険箇所である堀、斜面などには柵を設置済。参加者に対する注意喚起を事前の案内文書に記載し、活動前にも口答で実施。 ・申請者が責任を果たすことができる対策(保険等)について加入助言済み。
規則第8条 第1項 第4号	特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。	○	・対象となる者は「小学生以上」として広く設定されている。
規則第8条 第1項 第5号	利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。	○	・予算書の収入が支出を上回っておらず、利益は得られない。
規則第8条 第1項 第6号	認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業に三年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。	○	・指導者の5名のうち4名は当該体験の機会のある場で行う指導に三年以上従事した経験をもつ。 ・それ以外の1名はビオトープ管理士として当該体験の機会のある場以外の場所で三年以上の指導経験があり、同等以上の知識及び技能を有する。
法第20条 第1項 第4号	当該土地又は建物が主務省令で定める基準に適合するものであること。	○	・下記のとおり、主務省令(規則第8条第2項)に定める基準に適合する。
規則第8条 第2項	認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること。	○	・定期的な安全点検を実施。